2　取引先資格　次に該当しない者であること。
⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社）から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者

3　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成25年５月29日午前11時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。

4　問合せ先等　〒100―8798 東京都千代田区霞が関一丁目３番２号　日本郵便株式会社調達部（物品契約担当）担当　豊口　和宏　電話03―3504―5333

5　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷競り（リバースオークション）による入札を行い、最低価格をもって有効な入札を行った入札参加者を最優先交渉権者とし、その価格が予定価格の制限の範囲内である場合、当該最優先交渉権者を落札者とする。ただし、予定価格の制限に達しない場合は、当該最優先交渉権者から順次、価格交渉を実施し落札者を決定する。⑸詳細は入札説明書による。

6　Summary　⑴Contracting entity: Eisuke Fujimoto, Senior Executive Vice President, Japan Post Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured: 13　⑶Nature and quantity of the products to be purchased: Approximately 329 pieces of Electronic Scale　⑷Delivery period: By 17 March, 2014 (final)　⑸Delivery place: By specification　⑹Time limit for tender: 11:00 AM 29 May, 2013　⑺Contact point for the notice: Kazuhiro Toyoguchi Procurement Division, Japan Post Co., Ltd., 1―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8798 Japan. TEL 03―3504―5333

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年４月８日
支出負担行為担当官
関東地方整備局副局長　池上　正春
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第14号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京湾口航路西側護岸他付帯等工事
⑶　工事場所　千葉県富津市富津字洲端
⑷　工事内容　本工事は、第二海堡西側、北側及び東側護岸において、本体工、上部工、付属工及び仮設工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から平成26年３月28日まで
⑹　本工事は、入札時に「技術提案（ＶＥ提案等の技術提案）及び（工事全般の施工計画）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。
⑻　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⑼　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減じる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。
⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。（詳細は入札説明書による。）
⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札価格調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリング等を実施し、乖離理由を検討したうえで、場合によっては工事成績評定を減じる試行対象工事である。
⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等および特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。
⒁　本工事は、中間前金払に代わり、短い間隔で出来高に応じた部分払を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。
⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　関東地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
⑶　関東地方整備局（港湾空港関係）における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（⑵の再決定を受けた者にあっては、当該再決定の際に、客観点数が1,150点以上の者であること。）
⑷　平成10年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。
ア）外径1,000㎜以上の鋼管矢板（又は鋼管杭）の打設をウォータージェット併用で施工した工事。ただし、打設は、バイブロハンマ、油圧ハンマあるいはディーゼルハンマによるものに限る。
なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による）